

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

支出元独立行政法人 の名称及び法人番号	交付又は支出先法人名 称及び法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分
国立研究開発法 人国立循環器病 研究センター法人 番号 31209050003030	公益社団法人 日本臓器移植ネット ワーク 法人番号 3010405001069	脳死下臓器提供 の費用配分	1,667,760		2017/4/28		公社	国所管
			1,764,560		2017/4/28			
			1,764,560		2017/6/30			
			1,069,200		2017/7/31			
			1,416,880		2017/8/31			
			1,764,560		2017/8/31			
			1,667,760		2017/9/29			
			1,764,560		H29.10.31			
			1,667,760		H29.10.31			
			1,764,560		H29.11.30			
			1,667,760		H29.11.30			
			1,764,560		H30.1.31			
		1,069,200		H30.1.31				
		日本臓器移植ネット ワーク 平成29年度会 費(心臓移植施 設・肺移植施設・ HLA検査施設)	500,000	500,000	H29.5.31	移植施設である当セン ターが臓器提供を受ける ため。		

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。